

一般社団法人 日本作業療法士協会
生涯教育基礎研修制度規程

2016 年 7 月 16 日
2020 年 11 月 28 日
2023 年 4 月 15 日
2024 年 10 月 19 日
2025 年 4 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）が設けた生涯教育基礎研修制度（以下、本制度）に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本制度は、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るために、必要な事項を修得し臨床実践の共通的・基礎的能力の向上及び複数領域で対応可能な実践力を養うことを目的とする。

(定義)

第 3 条 本会生涯教育基礎研修修了者（以下、基礎研修修了者）とは、作業療法士として臨床実践に臨むにあたり、基礎的で共通の知識の学習と生涯学習の意義や方向性の理解を深め、わが国で働く作業療法士として基本的に理解しておくべき作業療法の理論と実践方法について修得した者をいう。

(適用範囲)

第 4 条 本規程は、本会の正会員に対して適用する。

(本会の役割)

第 5 条 本会は基礎研修修了者の育成、社会的地位の向上及びその活動の支援等のために必要な業務を積極的に行う。

- 2 本制度の整備・改定に関する必要な業務は、教育部（生涯教育課）がこれを行う。
- 3 本制度の研修の企画・運営に関する必要な業務は、都道府県作業療法士会と協力してこれを行う。
- 4 基礎研修の修了、更新に必要な業務は、本会事務局がこれを行う。

(本制度の整備・改正)

第 6 条 本制度の整備・改正は、教育部（生涯教育課）が起案し、理事会の議決を経てこれを行う。

- 2 教育部（生涯教育課）は、本制度が整備・改正されるたびに、その内容を会員に周知し、会員が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(要件)

第 7 条 基礎研修修了者の初回修了要件、更新要件等は、本制度規程細則に定める。

(修了の手続)

第 8 条 本制度規程に基づく手続きは、会員ポータルサイト上で行う。

2 審査は、本会事務局がこれを行う。

3 本会は修了者に基礎研修修了証を交付する。

(有効期間)

第 9 条 基礎研修修了の有効期間は、申請のあった月の 1 日を起算日として 5 年間とする。

2 基礎研修修了者は、有効期間内に更新申請を行わなければならない。

3 やむを得ない事情により有効期間内に更新の申請ができない者は、本制度規程細則に定める手続により有効期間を延長することができる。

4 有効期間内に更新申請を行わなかった場合は、基礎研修修了資格は失効する。ただし本制度規程細則に定める更新手続きを行うことにより基礎研修修了資格を再取得することができる。

5 基礎研修の修了後に、認定作業療法士または専門作業療法士を新規取得または更新した場合は、当該認定の有効期間が、基礎研修修了の有効期間に優先するものとする。

(規程の変更)

第 10 条 本規程は、理事会の決議によって変更できる。

附則

1 本規程は、2016 年 7 月 16 日より施行する。

2 本規程は、2020 年 11 月 28 日から一部改定により施行する。

3 本規程は、2023 年 4 月 15 日から一部改定により施行する。

4 本規程は、2024 年 10 月 19 日から一部改定により施行する。

5 本規程は、2025 年 4 月 19 日から一部改定により施行する。

一般社団法人 日本作業療法士協会
生涯教育基礎研修制度規程細則

2016 年 7 月 16 日

2020 年 11 月 28 日

2023 年 4 月 15 日

2025 年 4 月 19 日

(目的)

第 1 条 本細則は、一般社団法人日本作業療法士協会生涯教育基礎研修制度規程の施行にあたり、必要な事項を定める。

(生涯教育基礎研修修了申請要件)

第 2 条 申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）第 3 条による作業療法士の免許を有すること。
- (2) 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）正会員であること。
- (3) 都道府県作業療法士会（以下、士会）正会員であること。
- (4) 下記の 3 項目の条件をすべて満たしていること。
 - ①士会が主催する生涯教育基礎研修の現職者共通研修 10 テーマの受講を修了している。
 - ②士会が主催する生涯教育基礎研修の現職者選択研修必修研修（生活行為向上マネジメント（MTDLP）基礎研修）の受講を修了し、現職者選択研修 4 種（領域）から 1 つ以上の受講を修了している。
 - ③本会、士会が主催・共催する学会や研修会、他団体が開催し、本会が認める学会や研修会への参加や発表、および臨床実習指導等で得られる基礎研修ポイントを 50 ポイント以上取得している。

(生涯教育基礎研修修了申請手続き)

第 3 条 生涯教育基礎研修修了申請をする者は会員ポータルサイト上で行う。

2 修了の申請は、修了要件を満たした時点から行うことができる。

(生涯教育基礎研修修了更新申請要件)

第 4 条 更新申請要件は下記項目すべてを満たすこと。

- (1) 本会正会員であること。
- (2) 申請時において、生涯教育基礎研修修了者であること。
- (3) 士会正会員であること。
- (4) 申請時において、基礎研修ポイントが 50 ポイント以上あること。
- (5) 臨床実習指導者講習会または理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会または臨床実習指導者中級・上級研修の受講を修了し、修了証の交付を受けていること。

(生涯教育基礎研修修了更新手続き)

第5条 生涯教育基礎研修修了更新申請は会員ポータルサイト上で行う。

2 更新の申請は、更新申請要件を満たした時点から行うことができる。

(有効期間延長の手続き)

第6条 生涯教育基礎研修修了資格の有効期間を延長しようとする者は延長の理由を証明する書類をもって教育部に申請する。

2 期間延長申請に基づき教育部長が確認し、結果を通知する。

(細則の変更)

第7条 本細則は、理事会の決議によって変更できる。

附則

1 本細則は、2016年7月16日より施行する。

2 本細則は、2020年11月28日から一部改定により施行する。

3 本細則は、2023年4月15日から一部改定により施行する。

4 本細則は、2025年4月19日から一部改定により施行する。